

広島県告示第百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十一年二月十九日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	廃止年月日
株式会社ウエルネット	株式会社ウエルネット	広島市中区鉄砲町五番七号	やまびこ居宅介護支援事業所	やまびこ居宅介護支援事業所	広島市中区鉄砲町五番七号	平成二〇年二月三十一日
株式会社愛ゆうスマイル	株式会社愛ゆうスマイル	広島市中区大手町二丁目一番二号グラインドビル大手町一〇階	愛ゆうスマイル居宅介護支援事業所	愛ゆうスマイル居宅介護支援事業所	広島市安佐北区亀山西一丁目二番一号	平成二十一年一月三十一日
社会福祉法人泰清会	社会福祉法人泰清会	三原市深町五八三番地	サンライズフジ介護サポートセンター	サンライズフジ介護サポートセンター	三原市円一町一丁目一番七号	平成二〇年二月五日